

■ 建築基準法第77条の62第2項の規定に基づく建築基準適合判定資格者の処分の基準（別表） 新旧対照表

改定案				現 行					
(別表)				(別表)					
根拠	処分事由		処分 ランク	標準的な 処分内容	根拠	処分事由		処分 ランク	標準的な 処分内容
法 第 77 条 の 業 務 規 程 第 2 項 第 1 号	確 認 検 査 の 業 務 規 程 違 反	1. 建築基準法第十八条の三第一項に基づき国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従わずに確認審査等を行った場合（7. に該当する場合を除く。） （例）確認審査等に関する指針に規定される図書をもって確認を行わなかった場合	C	業務禁止3月	法 第 77 条 の 業 務 規 程 第 2 項 第 1 号	確 認 検 査 の 業 務 規 程 違 反	1. 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等省令」という。） 第23条第1項の確認検査の方法に従わなかった場合 （例）同項に規定される図書をもって確認を行わなかった場合	C	業務禁止3月
		2. 指定機関等省令第26条第4号の「確認検査の業務の実施方法に関する事項」に違反した場合					2. 指定機関等省令第26条第4号の「確認検査の業務の実施方法に関する事項」に違反した場合		
		(1) 自らが確認検査を行なわないで確認済証又は検査済証等を交付させた場合	B	業務禁止6月			(1) 自らが確認検査を行なわないで確認済証又は検査済証等を交付させた場合	B	業務禁止6月
		(2) 法第7条の2第4項の期間内に完了検査を行わなかった場合	E	業務禁止1月			(2) 法第7条の2第4項の期間内に完了検査を行わなかった場合	D	業務禁止1月
		(3) 正当な理由なく確認検査を遅滞させた場合	E	業務禁止1月			(3) 正当な理由なく確認検査を遅滞させた場合	D	業務禁止1月
		(4) (1)から(3)までに掲げる場合のほか「確認検査の業務の実施方法に関する事項」に違反した場合	C	業務禁止3月			(4) (1)から(3)までに掲げる場合のほか「確認検査の業務の実施方法に関する事項」に違反した場合	C	業務禁止3月
		3. 指定機関等省令第26条第7号の「確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項」に違反した場合 （例）確認検査員が、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した場合	B	業務禁止6月			3. 指定機関等省令第26条第7号の「確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項」に違反した場合 （例）確認検査員が、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した場合	B	業務禁止6月
		4. 指定機関等省令第26条第9号の「確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項」に違反した場合 （例）確認検査員が建築物等及びその敷地に立ち入る場合に、	E	業務禁止1月			4. 指定機関等省令第26条第9号の「確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項」に違反した場合 （例）確認検査員が建築物等及びその敷地に立ち入る場合に、	D	業務禁止1月

		その身分を示す証明書を携帯せず、又は提示しなかった場合		
		5. 指定機関等省令第26条第10号の「確認検査の業務の実施体制」に違反した場合 (例) 自己が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物の確認検査を行った場合	B	業務禁止6月
法第77条の62業務に關し著しく不適当な行為	確認検査の業務に關し著しく不適当な行為	6. 法第77条の31第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	C	業務禁止3月
		7. 確認検査の業務において、過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした場合	C~ E	業務禁止 1月から3月
		ただし、その過失が重大な場合又は結果が重大であって社会的影響が著しく大きい場合	A~ D	業務禁止 2月から1年
		8. 確認検査の業務において、設計の変更等を行わせるなど建築主に不利益を与えた場合	B	業務禁止6月
		9. 業務禁止の処分に従わなかった場合	A	登録の削除
		10. 6から9までに掲げる場合のほか、確認検査員に対する一般的信頼を著しく損なう行為を行った場合	B	業務禁止6月
		11. 6から10までに掲げる場合のほか、確認検査員として著しく不適当な行為を行った場合	C	業務禁止3月

		その身分を示す証明書を携帯せず、又は提示しなかった場合		
		5. 指定機関等省令第26条第10号の「確認検査の業務の実施体制」に違反した場合 (例) 自己が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物の確認検査を行った場合	B	業務禁止6月
法第77条の62業務に關し著しく不適当な行為	確認検査の業務に關し著しく不適当な行為	6. 法第77条の31第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	D	業務禁止1月
		7. 確認検査の業務において、過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした場合	C又 はD	業務禁止 1月から3月
		ただし、その過失が重大な場合又は結果が重大であって社会的影響が著しく大きい場合	A~ C	業務禁止 3月から1年
		8. 確認検査の業務において、正当な理由なく設計の変更等を行わせるなど建築主に不利益を与えた場合	B	業務禁止6月
		9. 業務禁止の処分に従わなかった場合	A	登録の削除
		10. 6から9までに掲げる場合のほか、確認検査員に対する一般的信頼を著しく損なう行為を行った場合	B	業務禁止6月
		11. 6から10までに掲げる場合のほか、確認検査員として著しく不適当な行為を行った場合	C	業務禁止3月